

令和7年9月1日 子ども部保育課

- (1) 医療的ケア児、障がい児の先行入所調整の継続
【令和5年度4月入所児童より開始】
- (2) 医療的ケア児の受入れ児童数の拡大
- (3) 医療的ケア児
保育所等受入れのためのガイドラインの作成
【令和6年1月作成】

年度	受入れ実人数	医療ケア内容別人数	先行入所人数	受入施設数
R7	13名	気管切開 (1名) 気管切開と経管栄養 (2名) 経管栄養 (2名) 経管栄養と導尿 (1名) 導尿 (5名) 酸素療法 (1名) 中心静脈栄養 (1名)	4名	8施設
R6	10名	気管切開 (2名) 経管栄養 (2名) 導尿 (5名) 中心静脈栄養 (1名)	3名	6施設
R5	9名	気管切開 (4名) 経管栄養 (1名) 導尿 (2名) 酸素療法 (1名) 中心静脈栄養 (1名)	4名	6施設
R4	4名	気管切開 (3名) インスリン (1名)	-	3施設

1つの施設で預かりができる医療的ケア児の人数には限界があり、施設数は増加したが、十分ではない。

→国の補助制度を活用し、看護師等の人材確保を含めた支援策を講じることで、預かり可能な施設数をさらに増やしていく。

→公立保育所での受け入れ体制を強化し、受入れ児童数を増やす。

→喀痰吸引研修(1号・3号)の受講を推進し、医療的ケア児に対応できる保育士の育成していく

→誰でも通園制度について、公立保育所で受入れを検討

医療的ケア児の受入れについて

令和7年7月

	一般のこども	医療的ケア児	実際の運用
登録と面談	登録後、面談し利用可能	事業者で受け入れ可能かの判断が必要 入所同等の医師の指示書等取交しが必要	利用枠を定め、利用する者が登録するシステム
予約と利用	利用枠の空きに応じ、登録者が予約を入れる	事業者が安全に受け入れるために、医療的ケア児受入の準備や確認が必要となることから、1事業者で多様なケースを受け入れるのは、難しさがある	定期的かつ継続的な利用とする

医療的ケア児受入れのスケジュール等

	令和7年度 9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和8年度 4月
内容		面談	医師の指示書 取交し	事業者による 医師面談と保護者面談	アカウント発行後 順次受け入れ			利用枠に応じ 申請者に 案内

- 利用方法：定期利用(火もしくは木)週1回の9：00～11：00の定期利用
- 利用人数：各曜日1名、計2名の受け入れ
- 利用時間：9：00-11：00、昼食なし(経管栄養は相談)
- 令和7年度のみ「令和8年4月 医療的ケア児・障害児の保育施設利用申込」申請者より該当者に利用案内し受入れ